

医療法人誠仁会 一般事業主行動計画

令和2年3月9日

当法人従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり、働きやすい職場環境へ改善を行うため次のように規定制定、制度導入を実行した。これを今後も継続していくために以下のように計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 目標及び内容

制度を定期的に見直し、改訂を行う。また、改訂内容について従業員に周知徹底する。今後も発生の都度、遅滞なく実施・対応するものとする。

3. 既に実施し、今後も引続き継続する規程制定および制度導入

①実施内容：「育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務等に関する規則」改訂。
（育児休業取得対象者の明確化／育児及び介護休業取得に関する提出書類の整備／所定外労働の制限請求）

※平成26年2月1日 改訂導入。

②実施内容：①を更に改訂。

（事情がある場合2歳に達するまで育児休業延長を認める）

※令和1年9月1日 改訂。

③実施内容：年次有給休暇の時間単位付与制度を導入し、今後も引き続き継続する。

（1年について5日（40時間）の範囲で1時間単位で取得する）

※平成25年4月1日 制度導入。

④実施内容：年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定書の改訂

（毎年12月1日までに取得日数が5日未満の従業員については協議の上、計画的付与を実施する）

※平成31年2月6日 締結。

以上